

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和7年5月21日 ()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	諫早市 422045
地域名 (地域内農業集落名)	森山地域 (森山東、森山西、諫早干拓)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	778.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	768.6 ha
② 田の面積	727.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	41 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・県下有数の穀倉地帯であり、起伏の多い丘陵地帯と丘陵山際の旧海岸線から、数次にわたって干拓造成された水田地帯が広がっており、米、麦、大豆を主軸として作付がされている。また、丘陵地帯では、露地野菜やハウス栽培等の農業が営まれている。

・他の地区よりその率は低いものの、高齢化が進んでいることが伺われる。

・今後は、後継者未定の農地について、中心経営体が引き受ければ、ほぼ担い手はいることとなるが、そのマッチングが課題である。

・農地の排水不良により水田の汎用化が進んでいない集落がある一方で、水源不足により灌漑整備が必要な集落が見受けられる。

・圃場整備が行われていない集落では、荒廃農地が増加している。

・入り作の増加により、地域のコミュニティの崩壊も危惧される。

・農地の集約集積が進む集落がある一方で、集積後の維持管理にかかる労力不足が問題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

米、麦を主軸とし大豆、そば、ニラ、ブロッコリーの栽培に加え、近年丘陵部の広範囲で増加傾向にあるミニトマト等のハウス栽培にも力を入れていく。今後については、土地の基盤整備やスマート農業等の導入により生産性の向上を図ることで経営を安定化させ、担い手を確保していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針				
農地バンクへの貸付けによる担い手への農地の集積・集約化を基本に農地利用を進める。				
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標				
現状の集積率	96.41	%	将来の目標とする集積率	97 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標				
担い手への集積・集約化のより団地面積の拡大を進める。(令和15年度)				

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 ・森山東集落は、水田等の畝町直し等の小規模な基盤整備等を行うことによって作業効率を上げるとともに、多面的機能支払交付金組織や土地改良区等を通じて、中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集約化を進めて行く。 ・森山西集落は、暗渠排水等の農地耕作条件改善事業が行われており、事業にあわせて、対象者に中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集積化を進めて行く。 ・諫早干拓集落は、集落営農組織や認定農業者等の中心経営体により、農地の集約化が進んでいるところであるが、さらに低コスト化の取組として、大型農業機械の共同利用やヘリ防除などによる農作業の受委託等を継続して推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法 森山地区を重点実施地区とし、農地耕作条件改善事業等の進捗にあわせて、対象者に対して中間管理制度の周知を図り、集落と連携しながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組 農地基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業を実施し、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 中間管理事業の配分解約等があった場合は、市・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、地域の内外から広く経営体を求め、地域内での定着と育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 農業支援サービスについては、地域のニーズを踏まえながら検討を行っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑩災害対策への取組方針として、地盤標高が低いために洪水時には湛水被害に見舞われている。この湛水被害を軽減するため、諫早湾干拓事業が実施されてきたことに加え、排水不良となる湿田に対し、排水対策特別事業(排水路、排水ポンプ、排水樋門の整備)が実施されている。今後も、引き続き風水害の被害防止に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
		別紙のとおり				ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			na	na		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0.0 ha		0 ha	0.0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。